



市民政策提案書

29 年 10 月 2 日

北広島市市民参加条例第12条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1 提案する政策等の名称

民泊条例の施行

2 提案する政策等の内容

大田区、大阪市のように特区民泊を可能にする北海道で初の条例を施行する。

3 現状及び課題（提案の目的及び理由）

空き家が増加しているとともに、北広島市には宿泊施設が少ない。クラッセホテルもあるがゴルフトーナメント等のイベントが有るときは満室になり、宿泊する場所がなくなってしまう。さらには北広島市の宿泊施設をインターネットで検索した場合の検索結果にはクラッセホテル以外がない。今後ボールパークが建設されることになれば宿泊業の発展が見込めるとともに、観光客誘致にも貢献できる。現状、外国人観光客が北広島市内に宿泊する機会は少ない。なぜなら、世の中のトレンドがAirbnbなどの民泊に移行しているからだ。そして北広島では民泊物件が数件しかない。（営業許可を取っているかは不明）

空き家等をシェアリングエコノミーとして利用し、且つ外国人のみならず観光客の宿泊施設選びの幅を増やすことで、観光客誘致を図ることを目的とする。

4 提案する政策等の実施により期待される効果

- ・空き家となっている物件を利用することが出来る

- ・宿泊可能数が伸びる
- ・観光客増加を見込める
- ・昼間人口増加が期待できる
- ・不動産投資家からも注目を集める市になれる

5 提案する政策等の実施に必要な費用
特になし

6 その他参考資料

- ・大田区特区民泊に関する情報
(http://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/kokkasenryakutokku/ota_tokkuminpaku.html)
- ・別紙